

## 秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅴ業務委託仕様書

### 1 目的

令和7年度に策定する次期総合計画の基礎資料として、市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握するため、市民意識調査を実施する。

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年12月16日まで

### 3 実施要領

- (1) 対象 15歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人  
※対象者の抽出は市が行うものとする。
- (2) 実施方法 無記名アンケート（依頼は郵送、回答は郵送またはWEB）
- (3) 作業内容

#### ア 作業の概要

(ア) 調査票の印刷・発送、WEB回答フォーム作成・管理、回収した調査票の集計・重複回答の管理、統計表等の作成、調査結果の分析、報告書の作成等を行うものとする。

（調査票の発送は8月23日、回答締め切りは9月17日を予定。）

(イ) 調査結果の集計は10月8日、分析は11月8日までに完了し、それぞれ電子データを提出するものとする。

(ウ) 12月16日までに報告書の電子データを納品し、業務完了報告書を提出するものとする。

#### イ 数量、規格等

- |                      |         |                              |              |      |
|----------------------|---------|------------------------------|--------------|------|
| (ア) 調査票印刷            | 3,030部  | A4両面6枚12頁程度                  | 1色刷          | 上質55 |
| (イ) WEB回答フォーム作成・管理一式 |         |                              |              |      |
| (ウ) 送付用封筒購入印刷        | 3,030部  | 角2                           | カラー封筒        |      |
| (エ) 返信用封筒購入印刷        | 3,030部  | 長3                           | カラー封筒        |      |
| (オ) 説明資料印刷           | 3,030部  | A4両面1枚2頁                     | 1色刷          | 上質55 |
| (カ) 調査票発送作業          | 3,000部  | 宛名ラベル貼り                      | 折り込み         | 袋詰め  |
| (キ) 調査票郵送費（送付）       | 3,000部  |                              |              |      |
| (ク) 調査票郵送費（返信）       | 約1,650部 | 料金受取人払                       | （回収率55%を見込む） |      |
| (ケ) お礼はがき購入印刷        | 3,030部  |                              |              |      |
| (コ) お礼はがき発送作業        | 3,000部  | 宛名ラベル貼り                      |              |      |
| (サ) お礼はがき郵送費         | 3,000部  |                              |              |      |
| (シ) 回収作業             | 約1,650部 | 開封・仕分け等                      | （回収率55%を見込む） |      |
| (ス) データ入力            | 約1,650部 | 設問70問程度                      | （回収率55%を見込む） |      |
|                      |         | （うち自由記述の設問は2問程度、属性の設問は10問程度） |              |      |
| (セ) 集計・統計表、グラフ作成     | 一式      |                              |              |      |

- (ウ) 調査結果分析 一式
- (ク) 報告書作成 一式 A 4 縦、280 頁程度

#### 4 作業にあたっての注意事項

(1) 調査票印刷

調査票の原案は市が作成し、レイアウト等については市と受託者との協議により決定する。また、頁数が変更となる場合は、市と受託者との協議により、契約金額が変わらない範囲で行う。

(2) WEB 回答フォーム作成・管理

WEB 回答フォームを作成し、回答の管理を行う。なお、WEB 回答フォームは、回答データの一時保存を可能とすること。

(3) 送付用封筒購入印刷

送付用封筒表面の記載事項は市が作成する。

(4) 調査票・お礼はがき発送作業

調査票およびお礼はがき発送時の宛名ラベルは市が作成し、受託者へ提供する。

(5) 調査票・お礼はがき郵送費

郵送費はすべて委託料に含まれるものとする。

(6) 調査票郵送費（返信）

郵送による返信分について、「料金受取人払」による後納とし、調査票回収率が55%を超えた場合の郵送費は受託者の負担とする。なお、回収した調査票は、業務完了後速やかに市へ引き渡すこと。

(7) お礼はがき購入印刷

お礼はがきの記載事項は市が作成する。

(8) 集計・統計表、グラフの作成

受託者は、調査結果をもとに集計・統計表を作成するとともに、調査項目や集計（クロス集計含む）ごとにグラフを作成するものとする。また、市から別途作成指示があった場合についても必要なグラフ等を作成するものとする。

(9) 調査結果分析

受託者は、各調査項目や作成した表やグラフ等から得られる情報をもとに、調査結果の分析等を行い、表やグラフ等を編集のうえ、報告書を完成するものとする。

(10) 報告書作成

「報告書仕様書」に記載の内容を踏まえること。

(11) その他

受託者は、市が必要とした時に、遅滞なく打ち合わせ等に応じること。

#### 5 成果物について

(1) 市民意識調査V 報告書（電子データ）

(2) 集計表一式（電子データ）

(3) 成果品、作成した資料およびその著作権は市に帰属するものとする。

## 6 個人情報保護について

個人情報の保護については、秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（秋田市条例第32号）の規定に従い適正に取り扱うこと。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、重要と認める事項については、市と予め文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、市と受託者で協議のうえ、決定する。